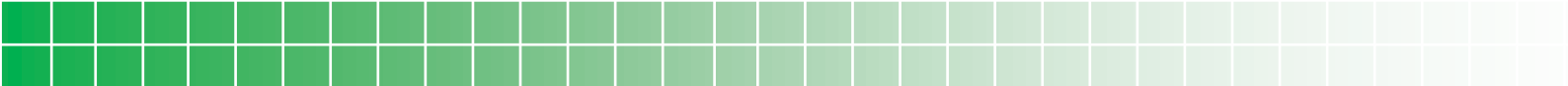


資料 1



茅ヶ崎市バリアフリー基本構想の 改定方針(案)

次期基本構想の骨子(案)

番号 改定方針(案)のポイントとなる項目

赤字:検討が必要な項目
黒字:現行基本構想を踏襲し適宜時点修正する内容

<次期基本構想の目次構成(案)と今年度の検討項目>

現行基本構想(H27年9月) ※令和2年8月一部改訂		
第1章 基本構想策定の背景と目的		
1 基本構想策定の背景と目的		
2 基本構想の位置づけ・目標年次		
3 基本構想の枠組み		
第2章 基本構想策定に向けた取組方針		
1 基本構想策定における市民参加の取組		
2 策定体制及び策定のながれ		
第3章 茅ヶ崎市の概況		
1 位置・地勢	2 人口等	3 交通施設
4 道路	5 施設の配置状況	
第4章 全体基本構想		
1 基本理念・目標		
2 目標実現に向けた基本方針		
3 バリアフリー化の進め方		
第5章 重点整備地区基本構想—茅ヶ崎駅・北茅ヶ崎駅周辺地区—		
1 重点整備地区の基本的な方針		
2 重点整備地区の位置及び区域		
3 重点整備地区の移動等円滑化に関する事項		
4 重点整備地区の特定事業等		
5 重点整備地区のその他の事項		
6 特定事業計画の作成及び特定事業の実施		
第6章 整備促進地区		
1 香川駅周辺地区	2 辻堂駅周辺地区	
第7章 基本構想の推進		
1 基本構想の進行管理体制		
2 市民、事業者、行政の役割と責務に基づくバリアフリー化の推進		
3 基本構想策定後の市民参加		

次期基本構想 <来年度改定予定>		
第1章 基本構想策定の背景と目的		
1 基本構想策定の背景と目的		
1	2 基本構想の位置づけ・目標年次	
3 基本構想の枠組み		
第2章 基本構想策定に向けた取組方針		
1 基本構想策定における市民参加の取組		
2 策定体制及び策定のながれ		
第3章 茅ヶ崎市の概況		
1 位置・地勢	2 人口等	3 交通施設
4 道路	5 施設の配置状況	
第4章 全体基本構想		
2	1 基本理念・目標	
2 目標実現に向けた基本方針		
3 バリアフリー化の進め方		
第5章 重点整備地区基本構想—茅ヶ崎駅・北茅ヶ崎駅周辺地区—		
1 重点整備地区の基本的な方針		
3	2 重点整備地区の位置及び区域	
4	3 重点整備地区の移動等円滑化に関する事項	
5	4 重点整備地区の特定事業等	
5 重点整備地区のその他の事項		
6 特定事業計画の作成及び特定事業の実施		
第6章 整備促進地区		
1 香川駅周辺地区 2 辻堂駅周辺地区		
6	第7章 市全域で取り組む事業	
第8章 基本構想の推進		
7	1 基本構想の進行管理体制	
2 市民、事業者、行政の役割と責務に基づくバリアフリー化の推進		
8	3 基本構想策定後の市民参加	

- 今年度の主な検討項目**
- 計画期間:R5~R14年度
 - 「共生社会の実現」「社会的障壁の除去」の理念を追加
 - 生活関連施設の追加・削除
 - 市民へのヒアリング調査やまち歩き点検の結果を踏まえ、バリアフリー配慮事項の内容を充実化
 - 現行基本構想の未着手・継続事業や新規事業の位置づけを検討。教育啓発特定事業を新たに追加。
 - 庁内へのヒアリング調査の結果を踏まえ、市全体で取り組む事業を整理
 - これまでの取組を踏まえ内容を拡充

次期基本構想の骨子(案)

番号 改定方針(案)のポイントとなる項目

赤字: 検討が必要な項目
黒字: 現行基本構想を踏襲し適宜時点修正する内容

<次期基本構想の目次構成(案)と今年度の検討項目>

現行基本構想(H27年9月) ※令和2年8月一部改訂		
第1章 基本構想策定の背景と目的		
1	基本構想策定の背景と目的	
2	基本構想の位置づけ・目標年次	
3	基本構想の枠組み	
第2章 基本構想策定に向けた取組方針		
1	基本構想策定における市民参加の取組	
2	策定体制及び策定のながれ	
第3章 茅ヶ崎市の概況		
1	位置・地勢	2 人口等
4	道路	3 交通施設
5	施設の配置状況	
第4章 全体基本構想		
1	基本理念・目標	
2	目標実現に向けた基本方針	
3	バリアフリー化の進め方	
第5章 重点整備地区基本構想—茅ヶ崎駅・北茅ヶ崎駅周辺地区—		
1	重点整備地区の基本的な方針	
2	重点整備地区の位置及び区域	
3	重点整備地区の移動等円滑化に関する事項	
4	重点整備地区の特定事業等	
5	重点整備地区のその他の事項	
6	特定事業計画の作成及び特定事業の実施	
第6章 整備促進地区		
1	香川駅周辺地区	2 辻堂駅周辺地区
第7章 基本構想の推進		
1	基本構想の進行管理体制	
2	市民、事業者、行政の役割と責務に基づくバリアフリー化の推進	
3	基本構想策定後の市民参加	

次期基本構想 <来年度改定予定>		
第1章 基本構想策定の背景と目的		
1	基本構想策定の背景と目的	
1	2 基本構想の位置づけ・目標年次	
	3 基本構想の枠組み	
第2章 基本構想策定に向けた取組方針		
1	基本構想策定における市民参加の取組	
2	策定体制及び策定のながれ	
第3章 茅ヶ崎市の概況		
1	位置・地勢	2 人口等
4	道路	3 交通施設
5	施設の配置状況	
第4章 全体基本構想		
	1 基本理念・目標	
	2 目標実現に向けた基本方針	
	3 バリアフリー化の進め方	
第5章 重点整備地区基本構想—茅ヶ崎駅・北茅ヶ崎駅周辺地区—		
1	重点整備地区の基本的な方針	
	2 重点整備地区の位置及び区域	
	3 重点整備地区の移動等円滑化に関する事項	
	4 重点整備地区の特定事業等	
	5 重点整備地区のその他の事項	
	6 特定事業計画の作成及び特定事業の実施	
第6章 整備促進地区		
1	香川駅周辺地区	2 辻堂駅周辺地区
第7章 市全域で取り組む事業		
第8章 基本構想の推進		
	1 基本構想の進行管理体制	
	2 市民、事業者、行政の役割と責務に基づくバリアフリー化の推進	
	3 基本構想策定後の市民参加	

今年度の主な検討項目
 計画期間: R5~R14年度

1 基本構想の位置づけ・目標年次

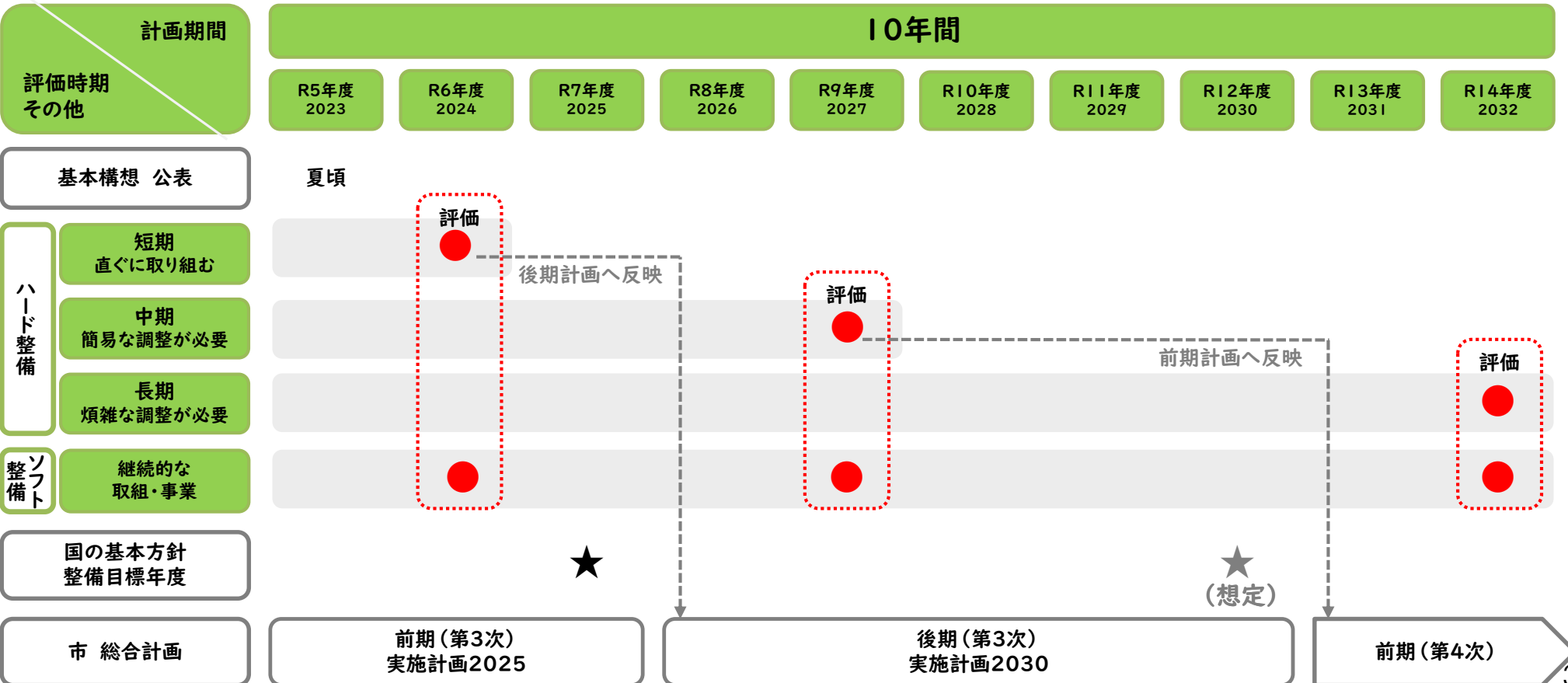
<改定に向けた課題>

- ・ 特定事業計画の進捗率向上へつながるための計画期間の設定や評価方法の見直し
- ・ 目標値の設定

<改定方針(案)>

- ・ 計画期間 10年 (令和5年度～令和14年度)
- ・ 評価 3回 (進捗管理は毎年度実施)
- ・ 目標 特定事業計画の進捗率 7割達成 ← 令和3年度末33%(116/353)
- ・ その他 特定事業の事業者との定期的な意見交換(新規)

全体 116/353	公共交通 10/45	道路 13/82	交通安全 0/5	建築物 90/195	都市公園 2/16	その他 1/10
---------------	---------------	-------------	-------------	---------------	--------------	-------------



次期基本構想の骨子(案)

番号 改定方針(案)のポイントとなる項目

赤字: 検討が必要な項目
黒字: 現行基本構想を踏襲し適宜時点修正する内容

<次期基本構想の目次構成(案)と今年度の検討項目>

現行基本構想(H27年9月) ※令和2年8月一部改訂		
第1章 基本構想策定の背景と目的		
1 基本構想策定の背景と目的		
2 基本構想の位置づけ・目標年次		
3 基本構想の枠組み		
第2章 基本構想策定に向けた取組方針		
1 基本構想策定における市民参加の取組		
2 策定体制及び策定のながれ		
第3章 茅ヶ崎市の概況		
1 位置・地勢	2 人口等	3 交通施設
4 道路	5 施設の配置状況	
第4章 全体基本構想		
1 基本理念・目標		
2 目標実現に向けた基本方針		
3 バリアフリー化の進め方		
第5章 重点整備地区基本構想—茅ヶ崎駅・北茅ヶ崎駅周辺地区—		
1 重点整備地区の基本的な方針		
2 重点整備地区の位置及び区域		
3 重点整備地区の移動等円滑化に関する事項		
4 重点整備地区の特定事業等		
5 重点整備地区のその他の事項		
6 特定事業計画の作成及び特定事業の実施		
第6章 整備促進地区		
1 香川駅周辺地区	2 辻堂駅周辺地区	
第7章 基本構想の推進		
1 基本構想の進行管理体制		
2 市民、事業者、行政の役割と責務に基づくバリアフリー化の推進		
3 基本構想策定後の市民参加		

次期基本構想 <来年度改定予定>		
第1章 基本構想策定の背景と目的		
1 基本構想策定の背景と目的		
2 基本構想の位置づけ・目標年次		
3 基本構想の枠組み		
第2章 基本構想策定に向けた取組方針		
1 基本構想策定における市民参加の取組		
2 策定体制及び策定のながれ		
第3章 茅ヶ崎市の概況		
1 位置・地勢	2 人口等	3 交通施設
4 道路	5 施設の配置状況	
第4章 全体基本構想		
2 1 基本理念・目標		
2 目標実現に向けた基本方針		
3 バリアフリー化の進め方		
第5章 重点整備地区基本構想—茅ヶ崎駅・北茅ヶ崎駅周辺地区—		
1 重点整備地区の基本的な方針		
2 重点整備地区の位置及び区域		
3 重点整備地区の移動等円滑化に関する事項		
4 重点整備地区の特定事業等		
5 重点整備地区のその他の事項		
6 特定事業計画の作成及び特定事業の実施		
第6章 整備促進地区		
1 香川駅周辺地区	2 辻堂駅周辺地区	
第7章 市全域で取り組む事業		
第8章 基本構想の推進		
1 基本構想の進行管理体制		
2 市民、事業者、行政の役割と責務に基づくバリアフリー化の推進		
3 基本構想策定後の市民参加		

今年度の主な検討項目

「共生社会の実現」「社会的障壁の除去」の理念を追加

2 基本理念・目標

<改定に向けた課題>

- バリアフリー法の改正を踏まえた基本理念とすること
→バリアフリー法に基づく措置は、「共生社会の実現」、「社会的障壁の除去」に資する旨として行わなければならないことを明記

■改正バリアフリー法

第一条の二（基本理念）

この法律に基づく措置は、高齢者、障害者等にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資すること及び全ての国民が年齢、障害の有無その他の事情によって分け隔てられることなく共生する社会の実現に資することを旨として、行われなければならない。

<改定方針（案）>

- 本市の基本理念は、現行基本構想を踏襲し、「だれもが安心して過ごせるまちづくり」とします。
- 改正バリアフリー法で求められる「共生社会の実現」「社会的障壁の除去」の理念については、心のバリアフリーの推進や都市基盤・生活基盤のバリアフリーの推進を目標に位置づけるなど、既に理念が含まれていますが、文言を追記し強調することで、理念を受けた対策や障害理解啓発をより一層推進します。

<背景>

社会参加の促進

多様な交流の促進

心身の健康の増進

<基本理念>

だれもが安心して過ごせるまちづくり

現行どおり

<目標>

だれもが移動しやすい
都市基盤の
バリアフリーの推進

だれもが歩いて行き交うことができるように、公共交通や道路、信号機等の都市基盤のバリアフリー化を目指します。

だれもが利用しやすい
生活基盤の
バリアフリーの推進

だれもが安心して過ごせるように、建築物や駐車場、公園、商店街等の生活基盤のバリアフリー化を目指します。

ひと・まちを
育て支える
心のバリアフリーの推進

だれもが安心して過ごせるように、日常的な声掛けやマナー向上等の心のバリアフリーの浸透による共生社会の実現並びに社会的障壁の除去を目指します。

強調する表現に修正

次期基本構想の骨子(案)

番号 改定方針(案)のポイントとなる項目

赤字: 検討が必要な項目
黒字: 現行基本構想を踏襲し適宜時点修正する内容

<次期基本構想の目次構成(案)と今年度の検討項目>

現行基本構想(H27年9月) ※令和2年8月一部改訂		
第1章 基本構想策定の背景と目的		
1 基本構想策定の背景と目的		
2 基本構想の位置づけ・目標年次		
3 基本構想の枠組み		
第2章 基本構想策定に向けた取組方針		
1 基本構想策定における市民参加の取組		
2 策定体制及び策定のながれ		
第3章 茅ヶ崎市の概況		
1 位置・地勢	2 人口等	3 交通施設
4 道路	5 施設の配置状況	
第4章 全体基本構想		
1 基本理念・目標		
2 目標実現に向けた基本方針		
3 バリアフリー化の進め方		
第5章 重点整備地区基本構想—茅ヶ崎駅・北茅ヶ崎駅周辺地区—		
1 重点整備地区の基本的な方針		
2 重点整備地区の位置及び区域		
3 重点整備地区の移動等円滑化に関する事項		
4 重点整備地区の特定事業等		
5 重点整備地区のその他の事項		
6 特定事業計画の作成及び特定事業の実施		
第6章 整備促進地区		
1 香川駅周辺地区	2 辻堂駅周辺地区	
第7章 基本構想の推進		
1 基本構想の進行管理体制		
2 市民、事業者、行政の役割と責務に基づくバリアフリー化の推進		
3 基本構想策定後の市民参加		

次期基本構想 <来年度改定予定>		
第1章 基本構想策定の背景と目的		
1 基本構想策定の背景と目的		
2 基本構想の位置づけ・目標年次		
3 基本構想の枠組み		
第2章 基本構想策定に向けた取組方針		
1 基本構想策定における市民参加の取組		
2 策定体制及び策定のながれ		
第3章 茅ヶ崎市の概況		
1 位置・地勢	2 人口等	3 交通施設
4 道路	5 施設の配置状況	
第4章 全体基本構想		
1 基本理念・目標		
2 目標実現に向けた基本方針		
3 バリアフリー化の進め方		
第5章 重点整備地区基本構想—茅ヶ崎駅・北茅ヶ崎駅周辺地区—		
1 重点整備地区の基本的な方針		
3	2 重点整備地区の位置及び区域	
3	3 重点整備地区の移動等円滑化に関する事項	
4 重点整備地区の特定事業等		
5 重点整備地区のその他の事項		
6 特定事業計画の作成及び特定事業の実施		
第6章 整備促進地区		
1 香川駅周辺地区	2 辻堂駅周辺地区	
第7章 市全域で取り組む事業		
第8章 基本構想の推進		
1 基本構想の進行管理体制		
2 市民、事業者、行政の役割と責務に基づくバリアフリー化の推進		
3 基本構想策定後の市民参加		

今年度の主な検討項目

生活関連施設の追加・削除

3 重点整備地区の位置及び区域

<改定に向けた課題>

- 現行基本構想の重点整備地区における特定事業計画の進捗率は33%（令和3年度末時点）であり、今後も引き続き事業の推進し、進捗率の向上が必要。
- 生活関連施設及び生活関連経路は時点修正が必要（新規・変更・削除）。

<改定方針（案）>

- 重点整備地区は「茅ヶ崎駅・北茅ヶ崎駅周辺地区」の1地区を設定し、未完了事業や継続事業を引き続き推進するとともに、新たな課題に対応した事業位置づけを検討します。
- 「香川駅周辺地区」「辻堂駅周辺地区」は、引き続き市独自の考え方に基づく整備促進地区に設定し、隣接市を含めたまちづくりの進捗状況にあわせて、駅を中心とした交通結節点周辺のバリアフリー化の実現を目指します。
- 生活関連施設及び生活関連経路は、現行基本構想の設定方針を踏襲し、時点修正を行います。

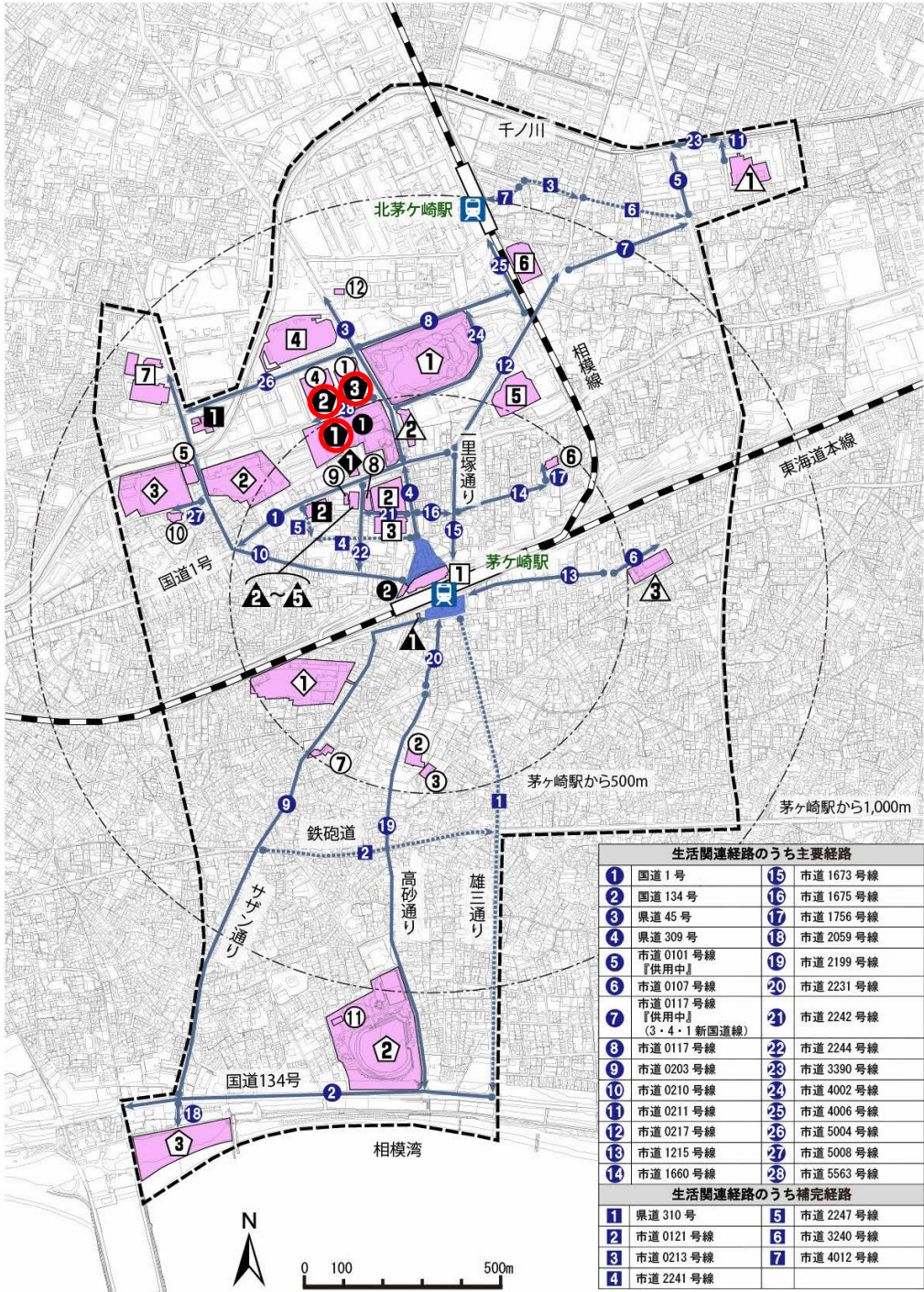
■生活関連施設

新規	<u>茅ヶ崎第2駐車場、茅ヶ崎第3駐車場、茅ヶ崎第4駐車場</u>
変更	茅ヶ崎市海岸青少年会館→茅ヶ崎公園体験学習センターうみかぜテラス 他
削除	<u>茅ヶ崎第1駐車場</u>
その他	茅ヶ崎第1駐車場土地利用活用事業、市役所仮設庁舎跡地活用事業は次期基本構想の公表後の供用となるため、供用開始の年次に新規設定を行う

■生活関連経路

修正なし（現行基本構想の設定どおり）

茅ヶ崎駅・北茅ヶ崎駅周辺 重点整備地区



市役所・支所

- 1 茅ヶ崎市役所
- 2 茅ヶ崎駅前市民窓口センター（市民ギャラリー）

文化・教育・スポーツ施設

- 1 茅ヶ崎市民文化会館
- 2 茅ヶ崎市立図書館
- 3 茅ヶ崎美術館（高砂緑地を含む）
- 4 茅ヶ崎総合体育館
- 5 茅ヶ崎市体育館
- 6 茅ヶ崎地区コミュニティセンター（元町ケアセンター・子どもの家「茅っ子」）
- 7 高砂コミュニティセンター（カフェさぶれ）
- 8 茅ヶ崎男女共同参画推進センターいこりあ（茅ヶ崎トラストビル内）
- 9 茅ヶ崎市勤労市民会館
- 10 茅ヶ崎市青少年会館
- 11 茅ヶ崎公園体験学習センターうみかぜテラス
- 12 ちがさき市民活動サポートセンター

福祉施設等

- ▲1 茅ヶ崎駅南口子育て支援センター
- ▲2 茅ヶ崎市社会福祉協議会（障害者生活支援センター）（さがみ農協茅ヶ崎ビル内）
- ▲3 茅ヶ崎駅北口子育て支援センター（さがみ農協茅ヶ崎ビル内）
- ▲4 老人福祉センター（さがみ農協茅ヶ崎ビル内）
- ▲5 茅ヶ崎市ファミリー・サポート・センター（さがみ農協茅ヶ崎ビル内）

病院

- ▲1 茅ヶ崎市立病院
- ▲2 茅ヶ崎中央病院
- ▲3 茅ヶ崎徳洲会病院

主な官公署等

- 1 茅ヶ崎市保健所
- 2 茅ヶ崎郵便局

大規模店舗

- 1 茅ヶ崎ラスカ
- 2 ヤマダデンキ LABI LIFE SELECT茅ヶ崎店
- 3 イトーヨーカ堂茅ヶ崎店
- 4 イオン茅ヶ崎中央店
- 5 イオンスタイル湘南茅ヶ崎
- 6 島忠茅ヶ崎店
- 7 フレスポ茅ヶ崎

宿泊施設

- ▲1 東横INN湘南茅ヶ崎駅北口

駐車場

- 1 茅ヶ崎第2駐車場（市役所駐車場）
- 2 茅ヶ崎第3駐車場（総合体育館駐車場）
- 3 茅ヶ崎第4駐車場（市民文化会館駐車場）

都市公園等

- 1 第一カッターきいろ公園（中央公園）
- 2 茅ヶ崎公園
- 3 サザンビーチちがさき

その他

- ▲1 茅ヶ崎小学校
- ▲2 梅田小学校
- ▲3 梅田中学校



○ 生活関連施設 (新規)

□ 生活関連施設 (変更)

次期基本構想の骨子(案)

番号 改定方針(案)のポイントとなる項目

赤字: 検討が必要な項目
黒字: 現行基本構想を踏襲し適宜時点修正する内容

<次期基本構想の目次構成(案)と今年度の検討項目>

現行基本構想(H27年9月) ※令和2年8月一部改訂		
第1章 基本構想策定の背景と目的		
1 基本構想策定の背景と目的		
2 基本構想の位置づけ・目標年次		
3 基本構想の枠組み		
第2章 基本構想策定に向けた取組方針		
1 基本構想策定における市民参加の取組		
2 策定体制及び策定のながれ		
第3章 茅ヶ崎市の概況		
1 位置・地勢	2 人口等	3 交通施設
4 道路	5 施設の配置状況	
第4章 全体基本構想		
1 基本理念・目標		
2 目標実現に向けた基本方針		
3 バリアフリー化の進め方		
第5章 重点整備地区基本構想—茅ヶ崎駅・北茅ヶ崎駅周辺地区—		
1 重点整備地区の基本的な方針		
2 重点整備地区の位置及び区域		
3 重点整備地区の移動等円滑化に関する事項		
4 重点整備地区の特定事業等		
5 重点整備地区のその他の事項		
6 特定事業計画の作成及び特定事業の実施		
第6章 整備促進地区		
1 香川駅周辺地区	2 辻堂駅周辺地区	
第7章 基本構想の推進		
1 基本構想の進行管理体制		
2 市民、事業者、行政の役割と責務に基づくバリアフリー化の推進		
3 基本構想策定後の市民参加		

次期基本構想 <来年度改定予定>		
第1章 基本構想策定の背景と目的		
1 基本構想策定の背景と目的		
2 基本構想の位置づけ・目標年次		
3 基本構想の枠組み		
第2章 基本構想策定に向けた取組方針		
1 基本構想策定における市民参加の取組		
2 策定体制及び策定のながれ		
第3章 茅ヶ崎市の概況		
1 位置・地勢	2 人口等	3 交通施設
4 道路	5 施設の配置状況	
第4章 全体基本構想		
1 基本理念・目標		
2 目標実現に向けた基本方針		
3 バリアフリー化の進め方		
第5章 重点整備地区基本構想—茅ヶ崎駅・北茅ヶ崎駅周辺地区—		
1 重点整備地区の基本的な方針		
2 重点整備地区の位置及び区域		
3 重点整備地区の移動等円滑化に関する事項		
4 重点整備地区の特定事業等		
5 重点整備地区のその他の事項		
6 特定事業計画の作成及び特定事業の実施		
第6章 整備促進地区		
1 香川駅周辺地区	2 辻堂駅周辺地区	
第7章 市全域で取り組む事業		
第8章 基本構想の推進		
1 基本構想の進行管理体制		
2 市民、事業者、行政の役割と責務に基づくバリアフリー化の推進		
3 基本構想策定後の市民参加		

今年度の主な検討項目

4

市民へのヒアリング調査やまち歩き点検の結果を踏まえ、バリアフリー配慮事項の内容を充実化

4 重点整備地区の移動等円滑化に関する事項

<改定に向けた課題>

- 改正バリアフリー法や新たなバリアフリー課題が示され、施設管理者がバリアフリー化に取り組む際の配慮事項について、内容の更新が必要。
- 現行基本構想では、建築物と路外駐車場を一括りとしていたが、分離によりバリアフリー配慮事項を明確化する必要。

<改定方針(案)>

- 基本構想改定に際し実施した、市民へのヒアリング調査やまち歩き点検、バリアフリーに関する意見募集での市民意見を踏まえ、教育啓発や案内、人的対応の充実等に関する内容を追加します。
- 改正バリアフリー法に基づき、教育啓発特定事業に関連する内容の整理や、公共交通事業者の役務の提供に関する内容等を追加します。
- 路外駐車場のバリアフリー配慮事項を明確化します。
- 上記以外に、施設管理者に周知する際に、よりわかりやすい内容とするため、バリアフリー化に関する主な基準等の一覧や、事業種別のバリアフリー化のイメージを共有する図・写真等を追加します。

教育啓発特定事業に関連するバリアフリー配慮事項はそれぞれの中で整理

公共交通特定事業	鉄道のバリアフリー化、バスのバリアフリー化、タクシーのバリアフリー化
道路特定事業	道路・駅前広場・立体横断施設のバリアフリー化
交通安全特定事業	交通安全施設(信号機等)のバリアフリー化
建築物特定事業	建築物のバリアフリー化
路外駐車場特定事業	路外駐車場のバリアフリー化
都市公園特定事業	公園のバリアフリー化
その他の事業	海水浴場のバリアフリー化

次期基本構想の骨子(案)

番号 改定方針(案)のポイントとなる項目

赤字: 検討が必要な項目
黒字: 現行基本構想を踏襲し適宜時点修正する内容

<次期基本構想の目次構成(案)と今年度の検討項目>

現行基本構想(H27年9月) ※令和2年8月一部改訂		
第1章 基本構想策定の背景と目的		
1 基本構想策定の背景と目的		
2 基本構想の位置づけ・目標年次		
3 基本構想の枠組み		
第2章 基本構想策定に向けた取組方針		
1 基本構想策定における市民参加の取組		
2 策定体制及び策定のながれ		
第3章 茅ヶ崎市の概況		
1 位置・地勢	2 人口等	3 交通施設
4 道路	5 施設の配置状況	
第4章 全体基本構想		
1 基本理念・目標		
2 目標実現に向けた基本方針		
3 バリアフリー化の進め方		
第5章 重点整備地区基本構想—茅ヶ崎駅・北茅ヶ崎駅周辺地区—		
1 重点整備地区の基本的な方針		
2 重点整備地区の位置及び区域		
3 重点整備地区の移動等円滑化に関する事項		
4 重点整備地区の特定事業等		
5 重点整備地区のその他の事項		
6 特定事業計画の作成及び特定事業の実施		
第6章 整備促進地区		
1 香川駅周辺地区	2 辻堂駅周辺地区	
第7章 基本構想の推進		
1 基本構想の進行管理体制		
2 市民、事業者、行政の役割と責務に基づくバリアフリー化の推進		
3 基本構想策定後の市民参加		

次期基本構想 <来年度改定予定>		
第1章 基本構想策定の背景と目的		
1 基本構想策定の背景と目的		
2 基本構想の位置づけ・目標年次		
3 基本構想の枠組み		
第2章 基本構想策定に向けた取組方針		
1 基本構想策定における市民参加の取組		
2 策定体制及び策定のながれ		
第3章 茅ヶ崎市の概況		
1 位置・地勢	2 人口等	3 交通施設
4 道路	5 施設の配置状況	
第4章 全体基本構想		
1 基本理念・目標		
2 目標実現に向けた基本方針		
3 バリアフリー化の進め方		
第5章 重点整備地区基本構想—茅ヶ崎駅・北茅ヶ崎駅周辺地区—		
1 重点整備地区の基本的な方針		
2 重点整備地区の位置及び区域		
3 重点整備地区の移動等円滑化に関する事項		
4 重点整備地区の特定事業等		
5 重点整備地区のその他の事項		
6 特定事業計画の作成及び特定事業の実施		
第6章 整備促進地区		
1 香川駅周辺地区	2 辻堂駅周辺地区	
第7章 市全域で取り組む事業		
第8章 基本構想の推進		
1 基本構想の進行管理体制		
2 市民、事業者、行政の役割と責務に基づくバリアフリー化の推進		
3 基本構想策定後の市民参加		

今年度の主な検討項目

5

現行基本構想の未着手・継続事業や新規事業の位置づけを検討。教育啓発特定事業を新たに追加。

5 重点整備地区の特定事業等

<改定に向けた課題>

- 現行基本構想の重点整備地区における特定事業計画の進捗率は33%（令和3年度末時点）であり、今後も引き続き事業の推進が必要。
- 改正バリアフリー法や新たなバリアフリー課題への対応が必要。

<改定方針（案）>

- **未着手事業**：引き続き位置づけることを基本とし、事業者と調整のうえ、事業実現性を考慮し必要に応じて見直します。
- **継続事業**：引き続き位置づけることを基本とし、教育啓発に関する事業内容は“教育啓発特定事業”に設定します。
- **新規事業**：各調査（市民へのヒアリング、まち歩き点検等）による課題への対応を事業化します。

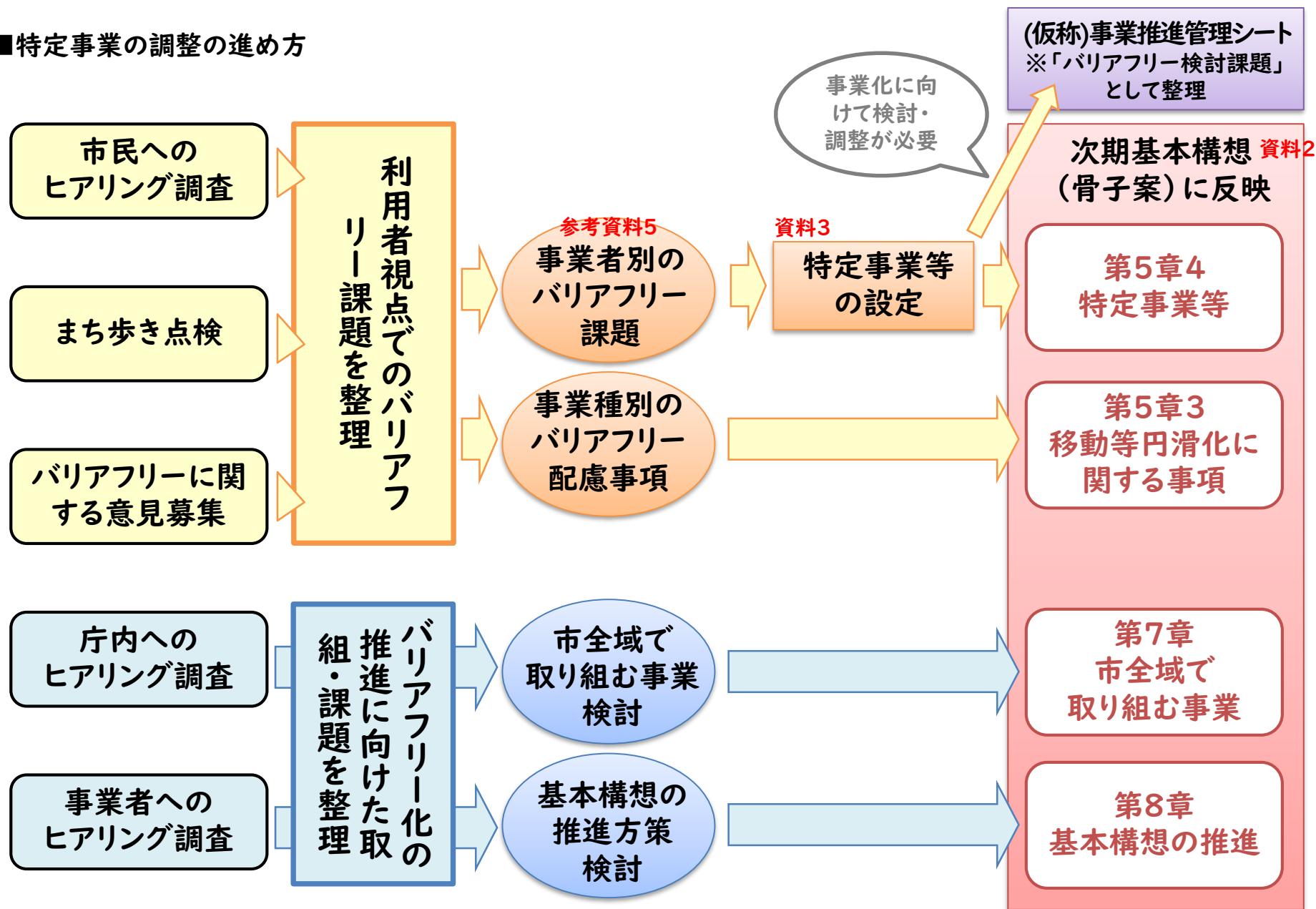
■特定事業の実施時期の考え方

凡例		内容
ハード	短期	直ぐに取り組む事業【R5～R6年度に実施する事業】
	中期	簡易な調整が必要な事業【R7～R9年度に実施する事業】
	長期	煩雑な調整が必要な事業【R10～R14年度までに実施する事業】
ソフト	随時対応・定期実施	随時または定期的に実施する事業

※目標年度（R14年度）までの事業実施に向けて、実施時期や方法等について検討が必要な事業については、「**バリアフリー検討課題**」として別途整理します。基本構想改定後は、事業化に向けた調整を進め、機会を捉えて実施します。

5 重点整備地区の特定事業等

■ 特定事業の調整の進め方



次期基本構想の骨子(案)

番号 改定方針(案)のポイントとなる項目

赤字: 検討が必要な項目
黒字: 現行基本構想を踏襲し適宜時点修正する内容

<次期基本構想の目次構成(案)と今年度の検討項目>

現行基本構想(H27年9月) ※令和2年8月一部改訂		
第1章 基本構想策定の背景と目的		
1 基本構想策定の背景と目的		
2 基本構想の位置づけ・目標年次		
3 基本構想の枠組み		
第2章 基本構想策定に向けた取組方針		
1 基本構想策定における市民参加の取組		
2 策定体制及び策定のながれ		
第3章 茅ヶ崎市の概況		
1 位置・地勢	2 人口等	3 交通施設
4 道路	5 施設の配置状況	
第4章 全体基本構想		
1 基本理念・目標		
2 目標実現に向けた基本方針		
3 バリアフリー化の進め方		
第5章 重点整備地区基本構想—茅ヶ崎駅・北茅ヶ崎駅周辺地区—		
1 重点整備地区の基本的な方針		
2 重点整備地区の位置及び区域		
3 重点整備地区の移動等円滑化に関する事項		
4 重点整備地区の特定事業等		
5 重点整備地区のその他の事項		
6 特定事業計画の作成及び特定事業の実施		
第6章 整備促進地区		
1 香川駅周辺地区	2 辻堂駅周辺地区	
第7章 基本構想の推進		
1 基本構想の進行管理体制		
2 市民、事業者、行政の役割と責務に基づくバリアフリー化の推進		
3 基本構想策定後の市民参加		

次期基本構想 <来年度改定予定>		
第1章 基本構想策定の背景と目的		
1 基本構想策定の背景と目的		
2 基本構想の位置づけ・目標年次		
3 基本構想の枠組み		
第2章 基本構想策定に向けた取組方針		
1 基本構想策定における市民参加の取組		
2 策定体制及び策定のながれ		
第3章 茅ヶ崎市の概況		
1 位置・地勢	2 人口等	3 交通施設
4 道路	5 施設の配置状況	
第4章 全体基本構想		
1 基本理念・目標		
2 目標実現に向けた基本方針		
3 バリアフリー化の進め方		
第5章 重点整備地区基本構想—茅ヶ崎駅・北茅ヶ崎駅周辺地区—		
1 重点整備地区の基本的な方針		
2 重点整備地区の位置及び区域		
3 重点整備地区の移動等円滑化に関する事項		
4 重点整備地区の特定事業等		
5 重点整備地区のその他の事項		
6 特定事業計画の作成及び特定事業の実施		
第6章 整備促進地区		
1 香川駅周辺地区	2 辻堂駅周辺地区	
6 第7章 市全域で取り組む事業		
第8章 基本構想の推進		
1 基本構想の進行管理体制		
2 市民、事業者、行政の役割と責務に基づくバリアフリー化の推進		
3 基本構想策定後の市民参加		

今年度の主な検討項目

6

市内へのヒアリング調査の結果を踏まえ、市全体で取り組む事業を整理

6 市全域で取り組む事業

<改定に向けた課題>

- ・ 市内のバリアフリー化の推進に向けて、市全域（重点整備地区外）の取組を推進する枠組みが必要。
- ・ バリアフリー法の改正で、公立小中学校がバリアフリー化基準適合義務の対象施設に加えられたことを受け、バリアフリー化に向けた全市的な考え方の整理が必要。
- ・ 合理的配慮など、庁内各課で取り組むソフト施策等を共有し、横断的に展開することが必要。
- ・ バリアフリーに対する職員一人一人の意識改革を促進し、全庁的に高めることが必要。

<改定方針(案)>

- ・ 次期基本構想に「市全域で取り組む事業」という章を新たに設け、庁内へのヒアリング調査の結果を踏まえ、全市的に取り組む事業を整理します。
- ・ 各課の回答に基づき、好事例は横断的に展開するなど課ごとに事業内容を整理します。

■ 庁内へのヒアリング調査結果（庁内取組シートの集計結果）

項目		内容
調査対象	庁内全課（計18部署）	
調査結果	取組数 合計116（うちハード整備 25、ソフト施策 88、その他 3）	
主な取組	ハード	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設全般：新設・改修時における施設のバリアフリー化（小中学校を含む） ・ 出入口・通路：段差解消 ・ トイレ：バリアフリートイレに改修、オストメイト対応設備の設置 ・ 駐車場：車いす使用者用駐車施設の設置
	ソフト	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通路：十分な幅員の確保 ・ 窓口：老眼鏡の設置、車いす使用者が利用できる記入台の設置 ・ 案内：カラーバリアフリー、UDフォント、ピクトグラム、やさしい日本語 ・ 教育啓発：職員研修、ポスター掲示、障がい者スポーツの普及啓発 ・ 人的対応・接遇：筆談対応等の各種支援、居場所づくり

次期基本構想の骨子(案)

番号 改定方針(案)のポイントとなる項目

赤字: 検討が必要な項目
黒字: 現行基本構想を踏襲し適宜時点修正する内容

<次期基本構想の目次構成(案)と今年度の検討項目>

現行基本構想(H27年9月) ※令和2年8月一部改訂		
第1章 基本構想策定の背景と目的		
1	基本構想策定の背景と目的	
2	基本構想の位置づけ・目標年次	
3	基本構想の枠組み	
第2章 基本構想策定に向けた取組方針		
1	基本構想策定における市民参加の取組	
2	策定体制及び策定のながれ	
第3章 茅ヶ崎市の概況		
1	位置・地勢	2 人口等
4	道路	3 交通施設
		5 施設の配置状況
第4章 全体基本構想		
1	基本理念・目標	
2	目標実現に向けた基本方針	
3	バリアフリー化の進め方	
第5章 重点整備地区基本構想—茅ヶ崎駅・北茅ヶ崎駅周辺地区—		
1	重点整備地区の基本的な方針	
2	重点整備地区の位置及び区域	
3	重点整備地区の移動等円滑化に関する事項	
4	重点整備地区の特定事業等	
5	重点整備地区のその他の事項	
6	特定事業計画の作成及び特定事業の実施	
第6章 整備促進地区		
1	香川駅周辺地区	2 辻堂駅周辺地区
第7章 基本構想の推進		
1	基本構想の進行管理体制	
2	市民、事業者、行政の役割と責務に基づくバリアフリー化の推進	
3	基本構想策定後の市民参加	

次期基本構想 <来年度改定予定>		
第1章 基本構想策定の背景と目的		
1	基本構想策定の背景と目的	
2	基本構想の位置づけ・目標年次	
3	基本構想の枠組み	
第2章 基本構想策定に向けた取組方針		
1	基本構想策定における市民参加の取組	
2	策定体制及び策定のながれ	
第3章 茅ヶ崎市の概況		
1	位置・地勢	2 人口等
4	道路	3 交通施設
		5 施設の配置状況
第4章 全体基本構想		
1	基本理念・目標	
2	目標実現に向けた基本方針	
3	バリアフリー化の進め方	
第5章 重点整備地区基本構想—茅ヶ崎駅・北茅ヶ崎駅周辺地区—		
1	重点整備地区の基本的な方針	
2	重点整備地区の位置及び区域	
3	重点整備地区の移動等円滑化に関する事項	
4	重点整備地区の特定事業等	
5	重点整備地区のその他の事項	
6	特定事業計画の作成及び特定事業の実施	
第6章 整備促進地区		
1	香川駅周辺地区	2 辻堂駅周辺地区
第7章 市全域で取り組む事業		
第8章 基本構想の推進		
7	1 基本構想の進行管理体制	
	2 市民、事業者、行政の役割と責務に基づくバリアフリー化の推進	
	3 基本構想策定後の市民参加	

今年度の主な検討項目

これまでの取組を踏まえ内容を拡充

7 基本構想の進行管理体制

<改定に向けた課題>

- 改正バリアフリー法では、当事者による評価として、高齢者、障がい者等の関係者で構成する会議を設置し、定期的にバリアフリー化の進展の状況を把握し評価することが求められている。
- 基本構想の実現に向け、事業進捗状況の管理を行うとともに、見直しに向けた評価の実施が必要。
- 特定事業等の実施に向けて、事業者と事務局の連携強化が必要。

<改定方針(案)>

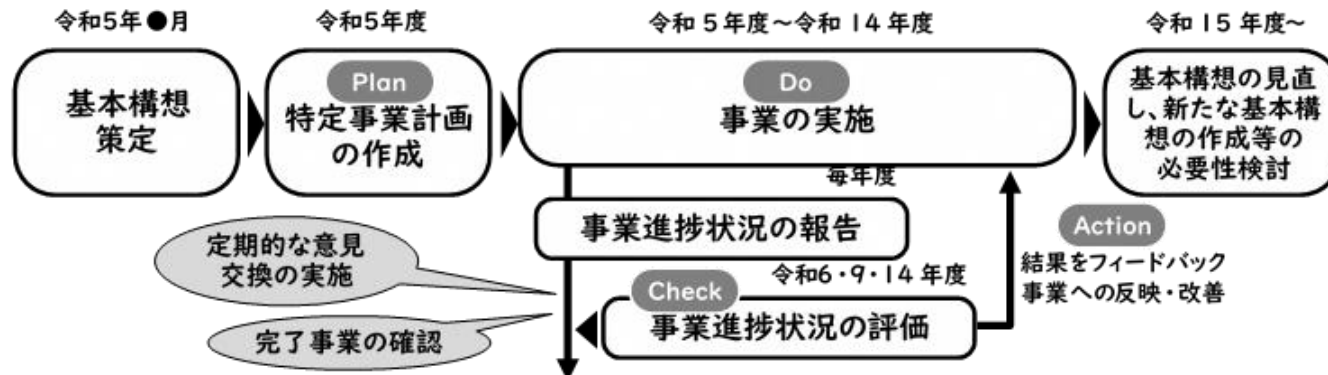
特定事業等の推進管理について

- 基本構想策定後も協議会・市民部会を継続的に開催し、事業者別に推進管理シートを作成し、毎年度、各事業の進捗状況の確認を行います。
- 短期・中期・長期の事業完了時期となるR6年度、R9年度、R14年度に事業進捗状況の評価を行います。

事業者との連携強化について

- 定期的な事業者との意見交換の実施や前年度に完了した特定事業等の現地確認を市民部会と協力して行うなど、事業者と事務局が連携してバリアフリー化を推進していく体制を構築していきます。

■次期基本構想の進行管理イメージ



次期基本構想の骨子(案)

番号 改定方針(案)のポイントとなる項目

赤字: 検討が必要な項目
黒字: 現行基本構想を踏襲し適宜時点修正する内容

<次期基本構想の目次構成(案)と今年度の検討項目>

現行基本構想(H27年9月) ※令和2年8月一部改訂		
第1章 基本構想策定の背景と目的		
1 基本構想策定の背景と目的		
2 基本構想の位置づけ・目標年次		
3 基本構想の枠組み		
第2章 基本構想策定に向けた取組方針		
1 基本構想策定における市民参加の取組		
2 策定体制及び策定のながれ		
第3章 茅ヶ崎市の概況		
1 位置・地勢	2 人口等	3 交通施設
4 道路	5 施設の配置状況	
第4章 全体基本構想		
1 基本理念・目標		
2 目標実現に向けた基本方針		
3 バリアフリー化の進め方		
第5章 重点整備地区基本構想—茅ヶ崎駅・北茅ヶ崎駅周辺地区—		
1 重点整備地区の基本的な方針		
2 重点整備地区の位置及び区域		
3 重点整備地区の移動等円滑化に関する事項		
4 重点整備地区の特定事業等		
5 重点整備地区のその他の事項		
6 特定事業計画の作成及び特定事業の実施		
第6章 整備促進地区		
1 香川駅周辺地区	2 辻堂駅周辺地区	
第7章 基本構想の推進		
1 基本構想の進行管理体制		
2 市民、事業者、行政の役割と責務に基づくバリアフリー化の推進		
3 基本構想策定後の市民参加		

次期基本構想 <来年度改定予定>		
第1章 基本構想策定の背景と目的		
1 基本構想策定の背景と目的		
2 基本構想の位置づけ・目標年次		
3 基本構想の枠組み		
第2章 基本構想策定に向けた取組方針		
1 基本構想策定における市民参加の取組		
2 策定体制及び策定のながれ		
第3章 茅ヶ崎市の概況		
1 位置・地勢	2 人口等	3 交通施設
4 道路	5 施設の配置状況	
第4章 全体基本構想		
1 基本理念・目標		
2 目標実現に向けた基本方針		
3 バリアフリー化の進め方		
第5章 重点整備地区基本構想—茅ヶ崎駅・北茅ヶ崎駅周辺地区—		
1 重点整備地区の基本的な方針		
2 重点整備地区の位置及び区域		
3 重点整備地区の移動等円滑化に関する事項		
4 重点整備地区の特定事業等		
5 重点整備地区のその他の事項		
6 特定事業計画の作成及び特定事業の実施		
第6章 整備促進地区		
1 香川駅周辺地区	2 辻堂駅周辺地区	
第7章 市全域で取り組む事業		
第8章 基本構想の推進		
1 基本構想の進行管理体制		
2 市民、事業者、行政の役割と責務に基づくバリアフリー化の推進		
3 基本構想策定後の市民参加		

今年度の主な検討項目

8

8 基本構想策定後の市民参加

<改定に向けた課題>

- 現行基本構想の中で、事業計画等への市民意見を反映するためのイメージ(右図)を示しているが、枠組みを活用する事業者がほとんどいないためスキームの改善が必要。
- まち歩き点検で完了事業を現地確認した際、新たなバリアフリー課題が多く提示され、事業実施段階において当事者目線を考慮する取組(意見の反映等)が必要。

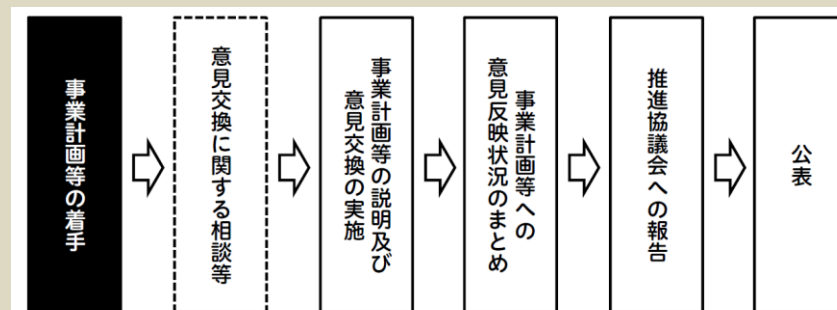


図 事業計画等への市民意見反映のイメージ

<改定方針(案)>

- 特定事業の推進にあたっては、常に当事者目線を考慮する取り組みでなければならないため、事業実施段階において市民部会を主体とした市民参加による意見交換を積極的に行い、バリアフリー化の一層の推進を図ります。

意見交換の対象

- 特定事業のうち、大規模な改修を伴うもの等については、市民参加条例に基づき、高齢者、障がい者等の市民意見を反映するため、事業実施段階において必ず意見交換の機会を設けることとします(策定時に特定事業欄に明記することを想定)。
- 上記以外の特定事業においても、事業者からの発意により、市民(市民部会や当事者団体等)との意見交換の場を設けます。
- 特定事業以外でも、バリアフリー整備を検討する際には、意見交換の実施に向けたサポートを行いますので積極的にご活用ください。

意見交換の時期

- 計画・設計・施工段階を基本としますが、軽微な改善等が可能な場合は、整備後の実施も可とします。

8 基本構想策定後の市民参加

<改定方針(案)>

意見交換の進め方

①意見交換に関する発意・相談等	特定事業者等は、特定事業等の実施にあたり、市民との意見交換を実施したい場合は事務局までご連絡いただきます(大規模な改修を伴うものについては設計・施工段階に事務局まで連絡)。
②対象者・方法等の調整	特定事業者等は、市民参加の目的(事業内容等)に応じて、意見交換の対象者・方法等を事務局と調整します。
③参加者に依頼	事務局は、特定事業者等からの要望をもとに、参加者を人選し依頼します。
④意見交換の実施	特定事業者等は、具体的な事業内容を説明したうえで、市民との意見交換を行います。なお、事務局は必要に応じてオブザーバーとして参加します。
⑤事業への意見反映状況の報告	特定事業者等は、意見交換で出た課題への対応方針を整理し、該当事業にどのように反映するのか等を市民に報告します。
⑥意見交換結果の報告	特定事業者等は、意見交換結果を事務局にご報告いただき、協議会に結果を共有します。

意見交換実施による事業者のメリット

- ・特定事業を着実に実施することができる。
- ・事前に当事者意見を事業計画に反映することで、整備後に新たなバリアフリー課題が生じるリスクを低減できる。
- ・市民参加によるバリアフリー整備は、地域社会への貢献の一環として捉えることができる。

■基本構想策定後の市民参加の体制図

